



# 神奈川県環境政策

## 1 神奈川県環境基本計画

### 1 神奈川県環境基本計画とは

神奈川県環境基本条例第7条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため知事が策定する環境分野における基本的な計画です。

平成9年3月に策定し、平成12年4月に施策内容を中心に見直し、平成17年10月に全面的な改正を行いました。

そして、平成28年3月でこれまでの計画期間が終了となったことから、令和7年度までを計画期間とした新たな計画を作成しました。

### 2 計画の概要

主な構成	主な内容	
基本目標	次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり	
計画期間	2016（平成28）年度から2025（令和7）年度まで	
施策の基本的な方向	計画で取り組む施策の分野を設定の上、分野ごとに現状と課題を分析し、10年後のめざす姿、施策の方向、重点的に取り組むべき事項を定めている。	
	大柱	中柱
	1 持続可能な社会の形成	地球温暖化、資源循環
	2 豊かな地域環境の保全	自然環境、生活環境
計画の実現に向けて5年間で取り組む施策	3 神奈川のチカラとの協働・連携	人材・技術
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016(平成28)年度から2020(令和2)年度を施策の実施期間と定め、その期間中に取り組む具体的な施策を説明している。</li> <li>・重点的に取り組むべき事項に対応する施策は、重点施策とし数値目標を設定している。</li> </ul>	

### 3 計画の進行管理

県は、重点施策の目標の達成状況と他の施策の実績及び環境指標を毎年度把握します。そして、庁内の関係部局で構成する神奈川県環境基本計画推進会議において、施策の進捗状況を評価します。

神奈川県環境審議会は、その評価を検証します。

県は、環境審議会での検証を受けた施策の進捗状況及びその評価をホームページで公表します。

### 4 計画の見直し

5年間の施策の実施期間の最終年次には、毎年度の進捗状況及びその評価、環境指標の推移並びに県民意識調査などをもとに、環境審議会及び市町村の長からの意見を踏まえて施策を見直します。

また、計画全体についても、社会状況の変化等を考慮の上、必要な見直しを行います。

その際には、県民意見募集(パブリックコメント)を実施し、県民意見を反映します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f1023/>

神奈川県環境基本計画

検索

<大柱>

<中柱>

<小柱> (★は重点施策)

持続可能な社会の形成

<地球温暖化>  
**【施策の方向】**  
 事業者や県民などの再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を促進すること等により、地球温暖化対策に取り組めます。  
**【重点的に取り組むべき事項】**  
 ☆事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減  
 ☆エネルギー供給に伴い発生する二酸化炭素の低減

<資源循環>  
**【施策の方向】**  
 循環型社会の実現に向けて、引き続き3Rの推進に取り組みます。また、2020(平成32)年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事などに対応するために、建設副産物の適正処理や不法投棄対策を推進していきます。  
**【重点的に取り組むべき事項】**  
 ☆資源の循環的利用  
 ☆廃棄物の適正処理

豊かな地域環境の保全

<自然環境>  
**【施策の方向】**  
 丹沢大山や里地里山など、各地域の特性に応じた生物多様性の保全を進めるとともに、生物多様性の理解と保全行動の促進に取り組めます。また、水源環境の保全・再生に継続的に取り組めます。  
**【重点的に取り組むべき事項】**  
 ☆地域の特性に応じた生物多様性の保全  
 ☆水源環境の保全・再生

<生活環境>  
**【施策の方向】**  
 私たちの身の回りの大気環境や水環境などを保全し、排出される化学物質の一層の低減化を図るとともに、都市の施設等の整備や農林水産業においても環境への配慮を促進します。  
**【重点的に取り組むべき事項】**  
 ☆大気環境における課題への対応  
 ☆河川・湖沼・海域における水質の保全  
 ☆排出される科学物質の低減化  
 ☆農林水産業における環境への配慮

神奈川のチカラとの協働・連携

<人材・技術>  
**【施策の方向】**  
 多くの主体が積極的に環境保全活動に取り組めるように、学校や地域における環境学習・教育を引き続き充実させます。地球温暖化や自然環境分野等の課題解決に、県民やNPOと協働・連携して取り組むとともに、環境負荷の少ない県民生活と事業活動をさらに促進します。県内にある企業や県の試験研究機関等が持つ技術力を生かし、環境問題の解決に向けて取り組みます。  
**【重点的に取り組むべき事項】**  
 ☆環境への関心を高める学習・教育の推進  
 ☆県民一人ひとりによる主体的な行動の促進

★事業者による自主的な取組等の促進  
 ・低炭素型のライフスタイルの促進  
 ・森林や緑地の整備・保全  
 ・適応策の検討・推進

★再生可能エネルギー等の導入加速化  
 ★安定した分散型電源の導入拡大

・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進  
 ★産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

★廃棄物の適正処理の推進  
 ・海岸美化等の推進  
 ・建設発生土の適正処理の推進  
 ・災害時に発生する廃棄物への対応

★地域の特性に応じた生物多様性の保全  
 ・生物多様性の保全のための行動の促進  
 ・地域の課題に応じた野生動物の保護管理の推進

★自然が持つ水循環機能の保全・再生  
 ・丹沢・大山の保全・再生対策  
 ・水源環境への負荷軽減  
 ・水源環境保全・再生を支える取組の推進

・大気環境の把握  
 ・大気保全対策の推進  
 ★微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進  
 ・騒音・振動・悪臭対策の推進

・水質環境の把握  
 ★水質保全対策の推進  
 ・土壌・地下水汚染の防止対策の推進

・環境中における化学物質の実態把握  
 ★化学物質に係る環境保全対策の推進

・交通の円滑化の推進  
 ・環境に配慮した計画的な土地利用の推進  
 ・自然を生かした施設整備等の推進

★農林水産業の振興を通じた環境への配慮

★環境学習・教育の推進  
 ・環境保全活動の支援

★環境にやさしい暮らしの促進  
 ・環境配慮への県の率先的取組の実施  
 ・多様な主体との協働・連携の推進

・企業の持つ技術力の発揮に対する支援  
 ・県の試験研究機関の環境に関する技術の調査・研究